

新潟県屋外広告物条例等の一部を改正しました。！！！！

屋外広告物の規制を強化します！！


新潟県(新潟市を除きます。)では、屋外広告物の表示又は設置に係る規制を見直し、次のとおり強化をしました。平成19年10月1日以降、新たな規制区域となった区域内に広告物を表示・設置する場合や、規制区域が変更にならないものの新たに屋上広告や壁面広告などを設置する場合は、ご注意ください。詳しくは、最寄りの地域振興局地域整備部行政係へお問い合わせください。

規制の強化その1 禁止地域の拡大

次に掲げる区域を、新たに「禁止地域」に指定しました。


- 都市計画法に定める用途地域のうち、**第一種低層住居専用地域**及び**第二種低層住居専用地域**・**風致地区**、**景観地区**

「禁止地域」とは？
禁止地域とは、屋外広告物が原則として表示又は設置できない地域のことです。(ただし、自己の営業所やその敷地内に設置する場合には例外があります。)




第一種低層住居専用地域

住宅街の景観を保護する地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられます。




第二種低層住居専用地域

主に住宅街の景観を保護する地域です。小中学校等の敷地、100坪までの一定のお店が建てられます。



名香山風致地区(妙高市)

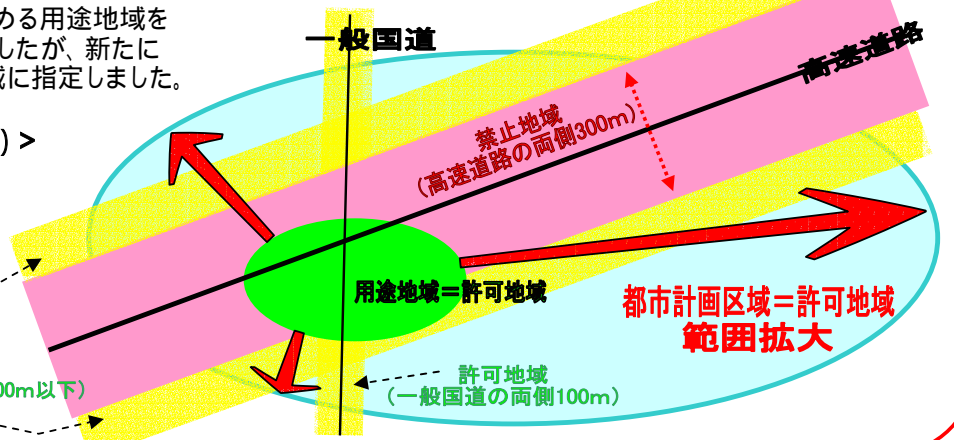


悠久山風致地区(長岡市)

規制の強化その2 許可地域(許可を受ける必要のある地域)の拡大

従来、都市計画法に定める用途地域を許可地域に指定していましたが、新たに**都市計画区域**を許可地域に指定しました。

<イメージ図(改正後)>



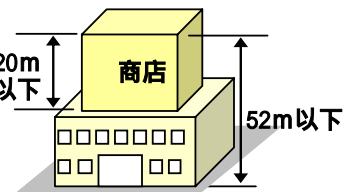
用途地域=許可地域
都市計画区域=許可地域
範囲拡大

許可地域(高速道路の両側300m超500m以下)
許可地域(一般国道の両側100m)

規制の強化その3 許可地域内における許可基準の強化

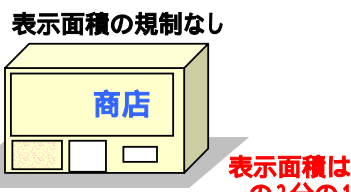
許可地域に表示又は設置できる屋上広告・壁面広告・広告旗の許可基準を強化しました。

表示面積の規制なし



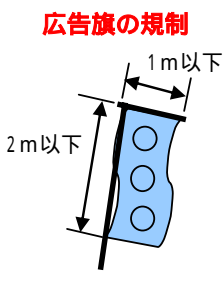
20m以下
52m以下

表示面積は一壁面の2分の1以下



20m以下
52m以下

広告旗の規制



1m以下
2m以下

強化

屋外広告物の規制を弾力化します！！


新潟県(新潟市を除きます。)では、屋外広告物の表示又は設置に係る規制を見直し、以下のとおり弾力化をしました。平成19年3月27日以降、弾力化された区域内又は許可基準により、新たに広告物を表示・設置したいと考えている方は、最寄りの地域振興局地域整備部行政係へお問い合わせください。

規制の弾力化その1 禁止地域での広告物の表示・設置の緩和

禁止地域において、次のいずれかに該当する場合、許可を受ければ広告物等の表示又は設置ができるようになりました。ただし、許可を受けるに当たっては、それぞれの項目ごとの許可基準に適合しているほか、原則として**屋外広告物審議会の意見を聴く**必要があります。

- 一般国道や主要地方道に接していない自己の営業所等に誘導するための広告物等で、表示又は設置が必要であると認められる場合
- 高速道路や新幹線の利用者から見えない位置に表示又は設置する場合
- 観光地や観光施設等を案内するための広告物等で、高速道路の出口付近に、観光振興を目的とした法人その他の団体等が5以上集まって共同で表示又は設置する場合
- 観光や産業の振興に資するための広告物等で、高速道路の休憩所や給油所に、観光や産業の振興を目的とした法人その他の団体等が5以上集まって共同で表示又は設置する場合

<イメージ図>



見えない 見えない
国道 高速道路 県道
禁止地域(高速道路の両側300m以内)

規制の弾力化その2 許可地域における許可基準の緩和

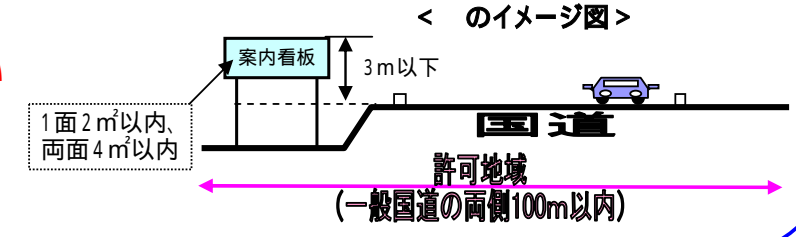
一般国道や主要地方道沿い(用途地域を除きます。)に表示又は設置する野立看板等は、従来、道路敷地境界線から50m、及び広告物等の相互間の距離を50m以上離す必要がありましたが、**家屋が連たんしている区域**は、この基準を緩和しました。

「家屋連たん区域」とは？
家屋連たん区域とは、おおむね30以上の建築物が連たんしており、かつ、隣接する建築物の敷地間の距離がそれぞれ50m以下である区域をいいます。

一般国道や主要地方道沿い(用途地域を除きます。)に表示又は設置する案内誘導看板等は、次のとおり基準を緩和しました。

- 営業所ごとに2個以内 案内を開始する場所から営業所等までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ2個では所在を案内することが困難である場合は4個以内であること
- 表示面積は1個当たり全体で2㎡以内
1面2㎡以内、全体で4㎡以内
- 高さ3m以下
設置面の高さが道路よりも低い場合は道路を基準として3m以下であること

<イメージ図>



案内看板 3m以下
1面2㎡以内、両面4㎡以内
許可地域(一般国道の両側100m以内)

規制の弾力化その3 届出政治団体が表示又は設置する広告物等の緩和

政治資金規正法第6条の規定により届出を行った政治団体が政治活動のために、許可地域において表示又は設置する広告物等で表示面積が1㎡以内のものについては、**適用除外(許可が不要)**としました。また、1㎡を超えるもので許可を受ける必要のあるものうち、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等については、許可申請手数料を免除しました。

